

# 第1章 経営計画策定の趣旨

## 1 目的

---

埼玉県企業局は、昭和38年に発足以来、時代の要請に応えつつ、合理的かつ能率的経営に努め、県民の暮らしを支える上で必要なサービスの提供を通じて県民の福祉の増進に寄与してきました。

平成14年度以降は、更に計画性・透明性の高い企業経営を実現するため、企業局経営5か年計画を定め、PPP/PFI手法の活用や発電事業の民間譲渡など積極的な経営改革に取り組みました。

全国の公営企業を取り巻く経営環境は、人口減少や、施設等の老朽化による大量更新期の到来、災害・危機管理対応などにより厳しさを増しており、埼玉県企業局も例外ではありません。

そこで、第4次経営5か年計画が令和3年度で終了することを踏まえ、持続可能な社会の実現に向けて、将来にわたり県民生活に必要なサービスを安定的に提供できるよう経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、第5次経営5か年計画を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

---

- (1) 第4次企業局経営5か年計画(平成29年度～令和3年度)の後継計画とします。
- (2) 平成31年3月29日付け総務省通知「経営戦略の策定・改定の更なる推進について」に掲げる「経営戦略」とします。

## 3 計画期間

---

令和4年度から令和18年度までの15年間<sup>※</sup>の需要予測や収支見通しを踏まえた上で、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

※ 地域整備事業は5年間で予測しています。

## 第2章 これまでの経営改革

### 1 水道用水供給事業

#### (1) 事業概要

埼玉県水道用水供給事業は、人口増加と生活水準の向上による水需要の増加への対応及び地下水の過剰汲み上げによる地盤沈下の防止を目的とし、令和3年4月1日現在、5浄水場から日量174万 $\text{m}^3$ の水道用水を58市町（55団体）に供給しています。

#### ① 施設

令和3年4月1日現在

事業 項目	埼玉県水道用水供給事業					
	浄水場	大久保浄水場	庄和浄水場	行田浄水場	新三郷浄水場	吉見浄水場
建設(認可)開始年月日		昭和39. 3. 3	昭和45. 3. 27	昭和52. 2. 10	昭和53. 4. 1	平成 3. 3. 30
完成(予定)年月日		昭和59. 6. 30	昭和53. 3. 31	平成13. 3. 31	平成 8. 5. 31	平成17. 6. 30
給水開始年月日		昭和43. 4. 2	昭和49. 4. 20	昭和59. 7. 1	平成 2. 7. 1	平成17. 7. 1
現在施設能力 ( $\text{m}^3$ /日)		1,300,000	350,000	500,000	365,000	150,000
		2,665,000				
送水管路延長		777,138 m				
水源計画		下久保ダム、利根川河口堰、農業用水合理化等、渡良瀬遊水池、草木ダム、北千葉導水路、有間ダム、奈良俣ダム、浦山ダム、荒川調節池、八ッ場ダム、滝沢ダム、合角ダム、権現堂調節池、思川開発				
水利権 ( $\text{m}^3$ /秒)		11.115	3.592	4.896	4.324	1.776
		25.703				
給水市町(団体)数		55 団体 (34市18町3企業団)				
計画給水人口		6,490 千人(令和7年度)				
現在給水人口		7,283 千人				

②料金の推移

(単位：円/㎡)

区分	年度	昭和	43	44	45	46	47	48	49		50		51	52	53		54	55	56	57	58	59		60	61	62	63	平成	元		2	3	4
		4	7	4	10	4	8	4	7	4	7	元	4	1	元	4	1	元															
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
旧広域第一水道	中央第一	11				15				20.50	22		30		33	33.50		39				42				47	48.41		47.70		59.13		
	東部第一					20				24		25		33		36	36.50																
	西部第一					20				24		25																					
旧広域第二水道															40.60	44.50	51.30		59				77				79	81.37		80.18		86.10	
拡大区域																											108.60						
消費税転嫁																									3%内税		1.5%内税						

区分	年度	平成	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	令和	元	2	
		4	10	元	4	10	元																										
		月	月	月	月	月	月																										
旧広域第一水道	中央第一	59.13				57.41				61.78												61.78											
	東部第一																																
	西部第一																																
旧広域第二水道	86.10				65.35																												
拡大区域	108.60				86.13																												
消費税転嫁	1.5%内税				5%外税												8%外税				10%外税												

注 (2本線) は条例改正を示します。

### ③ 埼玉県水道用水供給事業供給区域

令和 3 年 4 月 1 日現在



## (2) これまでの経営改革

平成 3 年 4 月、水道施設の効率的運用と水道用水の更なる安定供給を目指して「広域第一水道事業（さいたま市、春日部市、川越市ほか 19 市町）」と「広域第二水道事業（熊谷市ほか 21 市町）」の 2 事業を統合するとともに、給水区域の拡大と合わせて、事業名を「埼玉県水道用水供給事業」に改称しました。

埼玉県水道用水供給事業の一日最大送水量は、平成 14 年度の 202 万 m<sup>3</sup>をピークに減少トレンドとなっていますが、平成 17 年には、料金を統一するとともに吉見浄水場運転管理業務を民間に委託、平成 20 年度には大久保浄水場排水処理施設の P F I 事業が供用開始（設計・建設 平成 16 年度～平成 19 年度）するなど能率的な経営に努め、平成 4 年度以降は経常利益を確保しています。

平成 22 年度、23 年度に高金利企業債の繰上償還を実施し、約 40 億円の利息軽減を実現しました。

全国に先駆け、浄水場から排出する温室効果ガスを削減するため、太

陽光発電設備を行田浄水場（平成 23 年度）、吉見浄水場（平成 26 年度）へそれぞれ設置しました。その後、設備更新時には、省エネルギー機器を導入し、温室効果ガス排出量とエネルギーコストの削減を同時に達成しました。

令和 2 年度にハッ場ダムが完成し、水利権の全量が安定水利権化したことで、渇水時の厳しい取水制限が回避できるようになり、安全・安心な水を安定的に供給できるようになりました。

＜工事着手後の埼玉県水道用水供給事業経営の沿革＞

歴 年	沿 革	一日平均送水量 (万 m <sup>3</sup> /日)
昭和 38 年	「中央第一水道用水供給事業」(さいたま市ほか3市)の建設工事に着手	
昭和 39 年	水道用水供給事業に地方公営企業法を適用	
昭和 43 年	大久保浄水場から県南中央地域(蕨市ほか3市)へ給水を開始 「中央第一水道用水供給事業」(川口市ほか3市)の第一期拡張工事に着手	6
昭和 45 年	「東部第一水道用水供給事業」(春日部市ほか7市町)及び「西部第一水道用水供給事業」(川越市ほか10市町)の建設工事に着手	16
昭和 49 年	庄和浄水場から県南東部地域(越谷市ほか7市町)へ給水を開始 大久保浄水場を拡張し、県南西部地域(所沢市ほか10市町)へ給水を開始	51
昭和 52 年	「広域第二水道用水供給事業」(熊谷市ほか21市町)の建設工事に着手	80
昭和 53 年	中央第一、東部第一及び西部第一の3事業を統合し、「広域第一水道用水供給事業」と改称 「広域第二水道用水供給事業」の暫定給水を開始	86
昭和 59 年	行田浄水場から県中央部(上尾市ほか17市町)へ給水を開始	118
昭和 63 年	広域第二水道の給水区域拡張建設工事に着手	135
平成 2 年	新三郷浄水場を新設	152
平成 3 年	広域第一と広域第二を統合し、「埼玉県水道用水供給事業」と改称 給水区域を県北部まで拡張	160
平成 17 年	料金を統一 吉見浄水場を新設し、運転管理を委託	185
平成 20 年	大久保浄水場排水処理施設(PFI事業)の供用開始	182
平成 24 年	行田浄水場に太陽光発電設備(メガソーラー)を設置	177
平成 26 年	吉見浄水場に太陽光発電設備を設置	175
平成 27 年	平成27年度優良地方公営企業総務大臣表彰受賞	174
令和 2 年	水利権の全量が安定水利権化	174

※ 市名は令和3年4月1日現在

## 2 工業用水道事業

### (1) 事業概要

埼玉県南部工業用水道事業は、工業用水道事業法に基づき産業基盤の整備と地盤沈下の防止を図ることを目的とし、令和3年4月1日現在、柿木及び大久保の両浄水場(給水能力 253,000 m<sup>3</sup>/日)から、工業用地下水の汲み上げ規制区域である県南東部地域6市(さいたま市、川口市、蕨市、戸田市、草加市及び八潮市)の146の工場等事業所に給水を行っています。

#### ① 施設

令和3年4月1日現在

事業名	埼玉県南部工業用水道事業	
浄水場	大久保浄水場	柿木浄水場
承認年月日	昭和39. 3. 4	昭和37.11.15
事業届出年月日	昭和38. 8.16	昭和36.10. 1
完成年月日	平成 8. 1.12	平成 8. 1.12
給水開始年月日	昭和43. 4. 1	昭和39.11. 1
建設単価	115,279 円/m <sup>3</sup>	
総事業費	29,165,640 千円	
取水能力 (m <sup>3</sup> /日)	95,040	165,024
	260,064	
給水能力 (m <sup>3</sup> /日)	93,000	160,000
	253,000	
契約水量	182,182 m <sup>3</sup> /日	
一日平均配水量	110,846 m <sup>3</sup> /日	
配水管路延長	193,650 m	
水源計画	下久保ダム、中川自流	
水利権	3.01 m <sup>3</sup> /秒	

②料金の推移

(単位：円/m<sup>3</sup>)

年度 区分	昭和															平成							
	39~47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6
基本料金	4	6		10			14.30			16.70			17.70			18.23			23.20				
特別料金	5	8		13			18.60			21.70			23.00			23.69			30.16				
超過料金	8	12		20			28.60			33.40			35.40			36.46			46.40				
消費税転嫁																		3%内税					

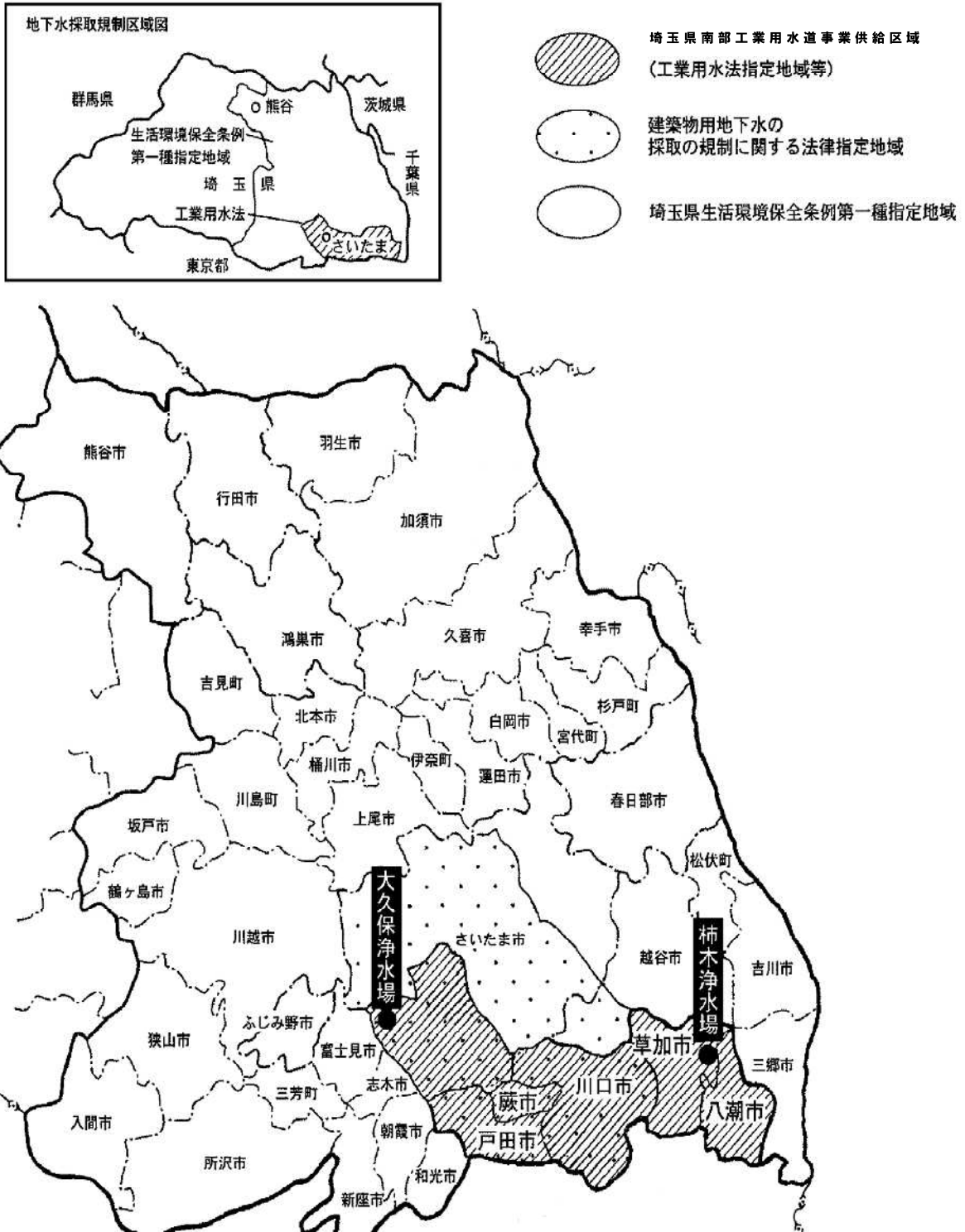
年度 区分	令和																														合和 元 4 月	2 10 月
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31							
基本料金	23.20		22.53																													
特別料金	30.16		29.29																													
超過料金	46.40		45.05																													
消費税転嫁	3%内税		5%外税																		8%外税						10%外税					

注1

- (1) 基本料金とは、給水規程の定めるところにより管理者が承認した1日当たりの使用水量（基本使用水量）に対する料金をいいます。
- (2) 特別料金とは、基本使用水量を超える使用水量で、給水規程の定めるところにより管理者が承認した1時間当たりの使用水量に対する料金をいいます。
- (3) 超過料金とは、管理者が承認した水量を超えて使用した水量に対する料金をいいます。

注2 (二本線) は、条例改正を示します。

### ③ 埼玉県南部工業用水道事業供給区域



## (2) これまでの経営改革

昭和48年、更なる安定供給と施設の効率的運用を図るため、柿木浄水場から給水する東部第一工業用水道事業（草加市、八潮市）と大久保浄水場から給水する中央第一工業用水道事業（川口市、蕨市、戸田市）と



を統合し、埼玉県南部工業用水道事業としました。

一日平均契約水量は、昭和 57 年度の日量 35 万 5 千 m<sup>3</sup> をピークに減少に転じたため、新規需要開拓を図りつつ減少に対応し、平成 8、11 年には計画給水能力をそれぞれ日量 33 万 5 千 m<sup>3</sup>、25 万 3 千 m<sup>3</sup> に縮小し、平成 11 年に水利権を埼玉県水道用水供給事業へ転用するなどして経営改革を行ってきました。

その後も事業運営は厳しく、抜本的な経営改革を図る必要があるとして、平成 17 年に柿木浄水場の管理運営を包括委託するとともに、平成 20 年度には大久保浄水場排水処理施設の P F I 事業が供用開始（設計・建設 平成 16 年度～平成 19 年度）するなど能率的な経営に努めました。

また、平成 12 年度から新規の企業債の発行を中止しており、令和 2 年度末企業債残高は 2.7 億円まで圧縮されています。

第 4 次企業局経営 5 か年計画では、新たな事業領域を創出し健全経営を維持するために、地域整備事業の新規産業団地へ工業用水道を供給するとして整備をすすめ、令和 3 年度から草加柿木地区産業団地内の事業者に給水を開始しました。

### < 工事着手後の工業用水道事業経営の沿革 >

歴 年	沿 革	一日平均配水量 (万 m <sup>3</sup> /日)
昭和 36 年	「東部第一工業用水道事業」(草加市、八潮市)の建設工事に着手	
昭和 38 年	「中央第一工業用水道事業」(川口市、蕨市、戸田市)の建設工事に着手 工業用水道事業に地方公営企業法を適用	
昭和 39 年	「東部第一工業用水道事業」柿木浄水場から給水を開始	3
昭和 43 年	「中央第一工業用水道事業」大久保浄水場から給水を開始	13
昭和 47 年	「中央第一工業用水道事業」拡張工事に着手	17
昭和 48 年	2事業を統合し「埼玉県南部工業用水道事業」に改称	17
昭和 51 年	給水区域の拡大(さいたま市の一部)	19
平成 8 年	計画給水能力を縮小(44 万 m <sup>3</sup> /日→33 万 5 千 m <sup>3</sup> /日)	19
平成 9 年	給水区域の拡大(さいたま市の一部)	19
平成 11 年	水利権を埼玉県水道用水供給事業へ転用 計画給水能力を縮小(33 万 5 千 m <sup>3</sup> /日→25 万 3 千 m <sup>3</sup> /日)	18
平成 17 年	柿木浄水場管理運営包括委託を実施	14
平成 20 年	大久保浄水場排水処理施設(PFI事業)の供用開始	12
令和 3 年	草加柿木産業団地に工業用水を供給開始	

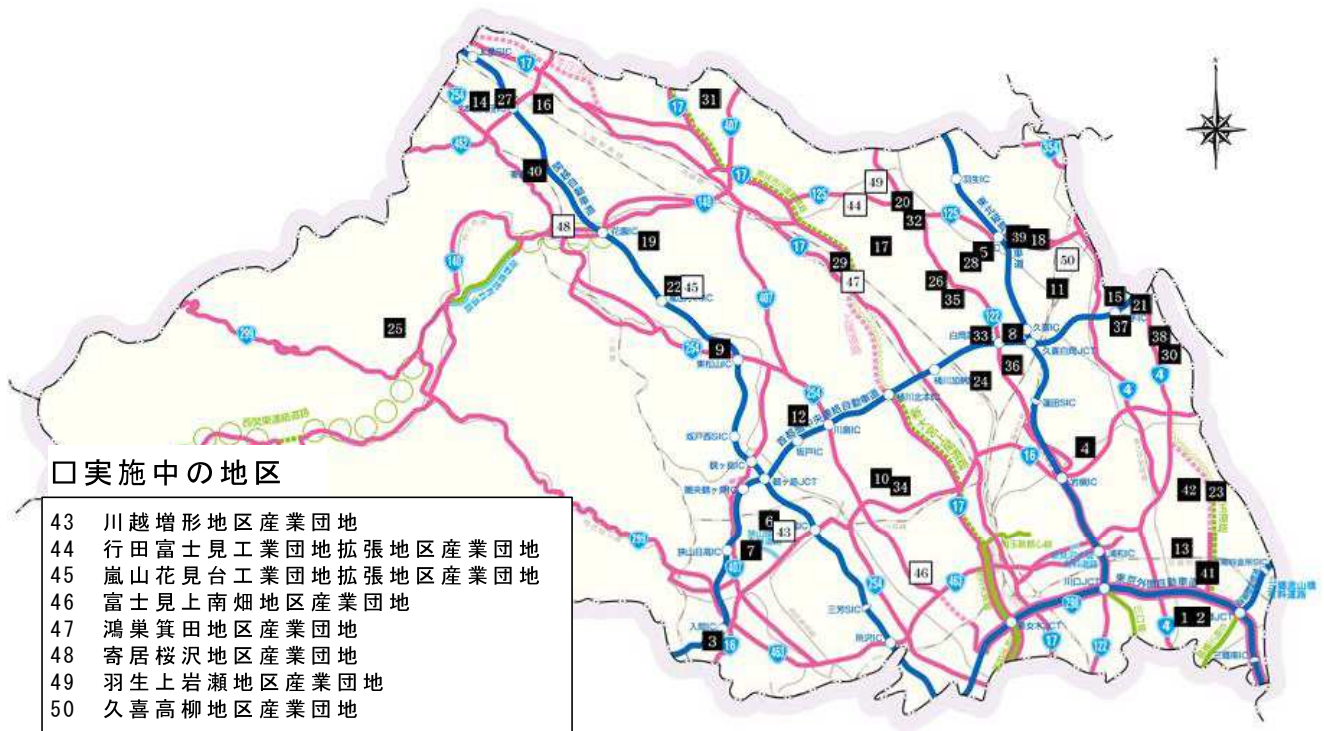
※ 市名は令和3年4月1日現在

### 3 地域整備事業

#### (1) 事業概要

地域整備事業は、産業の振興と地域の振興を図るため、現在までに工業団地など42団地約2,135haを整備してきました。

区分	施工地区数	施工面積 (ha)
産業団地	15	504.0
工業団地	22	1379.5
住宅団地	3	167.6
業務団地	1	40.7
宅地造成	1	43.4



#### □実施中の地区

- 43 川越増形地区産業団地
- 44 行田富士見工業団地拡張地区産業団地
- 45 嵐山花見台工業団地拡張地区産業団地
- 46 富士見上南畑地区産業団地
- 47 鴻巣箕田地区産業団地
- 48 寄居桜沢地区産業団地
- 49 羽生上岩瀬地区産業団地
- 50 久喜高柳地区産業団地

#### ■完了地区

- |              |                              |                   |
|--------------|------------------------------|-------------------|
| 1 草加工業団地     | 16 本庄住宅団地                    | 31 妻沼西部工業団地       |
| 2 草加・八潮工業団地  | 17 川里工業団地                    | 32 羽生下川崎産業団地      |
| 3 武蔵工業団地     | 18 大利根豊野台テクノタウン              | 33 菖蒲南部産業団地       |
| 4 岩槻・春日部住宅団地 | 19 川本春日丘工業団地                 | 34 川越第二産業団地       |
| 5 加須工業団地     | 20 羽生小松台工業団地                 | 35 騎西城南産業団地       |
| 6 霞ヶ関住宅団地    | 21 幸手ひばりヶ丘工業団地               | 36 白岡西部産業団地       |
| 7 狭山工業団地     | 22 嵐山花見台工業団地                 | 37 幸手中央地区産業団地     |
| 8 久喜・菖蒲工業団地  | 23 東埼玉テクノポリス<br>(旧吉川・松伏工業団地) | 38 杉戸屏風深輪産業団地     |
| 9 東松山工業団地    | 24 伊奈北部地区                    | 39 加須IC東産業団地      |
| 10 川越工業団地    | 25 秩父みどりが丘工業団地               | 40 寄居スマートIC美里産業団地 |
| 11 鷲宮産業団地    | 26 騎西藤の台工業団地                 | 41 草加柿木フーズサイト     |
| 12 川島工業団地    | 27 本庄いまい台産業団地                | 42 松伏田島産業団地       |
| 13 越谷流通業務団地  | 28 加須下高柳工業団地                 |                   |
| 14 児玉工業団地    | 29 行田みなみ産業団地                 |                   |
| 15 幸手工業団地    | 30 杉戸深輪産業団地                  |                   |

## (2) これまでの経営改革

地域整備事業は、産業系基盤整備の宅地造成事業と地域振興施設整備の観光施設事業2つの事業で昭和39年にスタートしました。

その後、社会経済情勢の変化に伴い、宅地造成事業は、総合的な土地開発を行うための土地開発整備事業に、観光施設事業（三峯観光道路事業）は、レクリエーション施設事業（県営妻沼ゴルフ場、県営神川温泉保養センター※等）への改正を経て、平成12年4月に柔軟かつ効率的な事業体制・事業展開を図るために両事業を統合し、現在の地域整備事業に至っています。

地域整備事業の中核となっている工業団地・産業団地の整備に関しては、高度経済成長などを背景に好調に推移してきました。

しかしながら、平成3年のバブルの崩壊により、地価の下落と経済状況の悪化というダブルパンチを受け、これ以降に分譲開始となった工業団地・産業団地は、売れ行き不振に加えて、地価が高い時代に用地買収を行っていたため、売れば売るほど赤字になるという状況に陥りました。

平成17年に、国内の設備投資意欲が回復してきたことを受けて県が開始した「企業誘致大作戦」により、企業への産業団地の売り込みを積極的に進めたことや、リース方式を導入したことなどにより、未分譲地の売却等が進み経営は黒字に回復しました。

その後、県内での圏央道整備を追い風に分譲は好調に推移していますが、これまでのことを教訓に、地域整備事業に関しては①ニーズに合わせた整備地区の重点化、②団地規模を20ha程度とすることによる事業期間3年程度への短縮、③地元市町村との共同事業方式、④事業を自己資金の範囲内とすることなどにより、健全経営の維持に努めています。

※ 施設名は条例施行時の名称

# 事業統合の背景及び概要

## 従来事業

**土地開発整備事業**  
産業維持増進、雇用創出、地域経済の活性化による地域の振興

工業団地、住宅団地、流通団地等の整備、分譲、貸付及び施設の分譲、貸付

**レクリエーション施設事業**  
レクリエーション活動施設の充実、県土の有効利用等による地域の振興

ゴルフ場等のレクリエーション施設の建設及び管理運営

## 事業環境の変化

### 産業構造の変革

- ・産業のサービス化
- ・慎重な設備投資

ニーズに合った複合的整備

### 社会情勢の変化

- ・長引く経済低迷
- ・地価の下落

価格競争力の確保

### 行財政改革の実行

- ・簡素、効率的体制
- ・官民の役割分担

執行体制の見直し

### 地方分権の進展

- ・自主、自立のまちづくり
- ・国県市町村間の対等協力

ニーズに合った複合的整備

## 変化への対応

### 土地開発整備事業

- ・事業方向性の修正
- ・事業手法の再構築

### レクリエーション施設事業

- ・県営ゴルフ場の民営化
- ・事業規模の大幅な縮小

## 事業統合

## 地域整備事業

(平成 12 年 4 月)

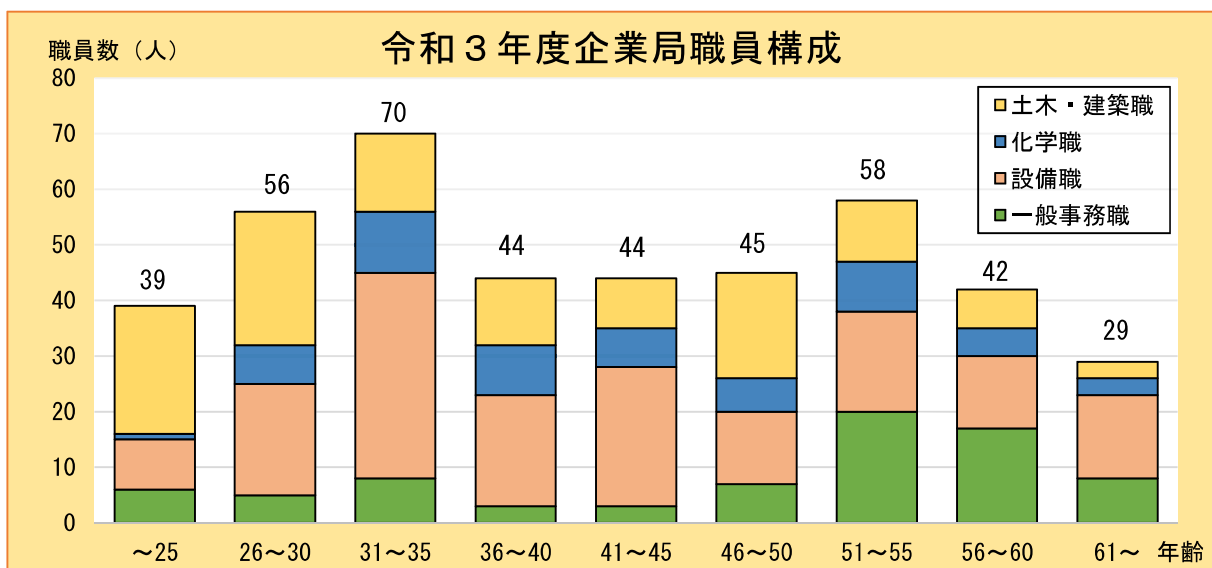
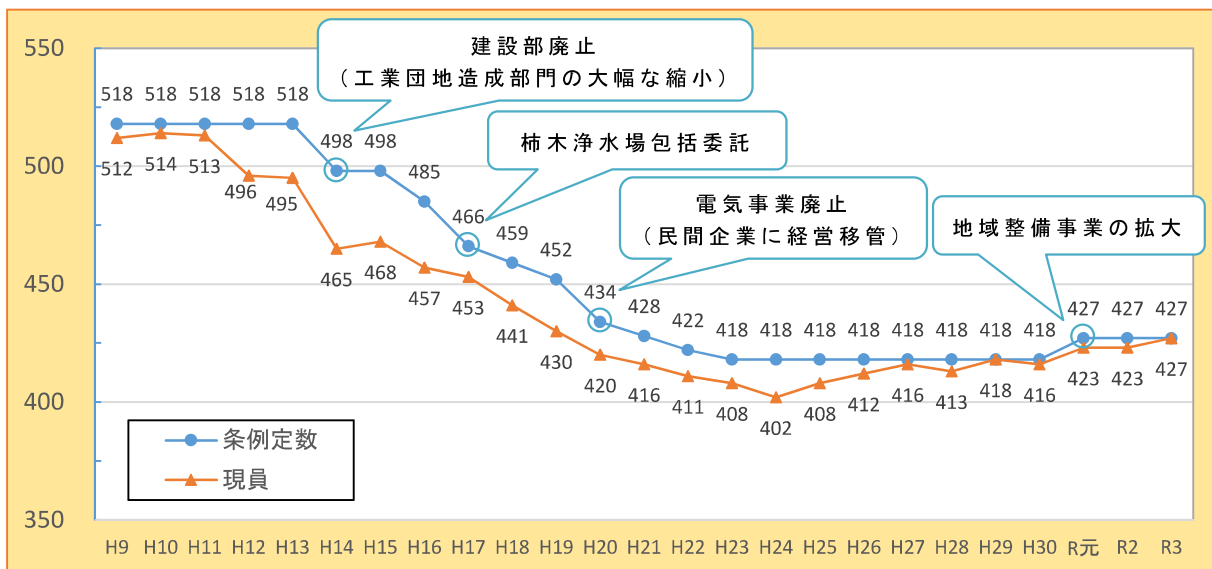
## 4 職員定数

企業局では、行財政改革大綱や企業局経営5か年計画等に基づく建設部廃止をはじめとした業務の見直し等に合わせ、効率的な組織体制を構築しています。

職員定数は、平成9年度の518人から令和元年度には427人となり、現在に至っています。令和3年度の職員定数427人は平成9年度と比較して91人、17.6%減少しています。

### 【職員定数の推移】

年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
条例定数	518	518	518	518	518	498	498	485	466	459	452	434	428	422	418	418	418	418	418	418	418	418	427	427	427
現員	512	514	513	496	495	465	468	457	453	441	430	420	416	411	408	402	408	412	416	413	418	416	423	423	427



## 第3章 経営の基本方針

### 経営の3本柱

- 事業の選択と経営資源の集中
- 地域社会への貢献や環境負荷の低減
- 持続可能な経営基盤の確立

埼玉県企業局では、埼玉県水道用水供給事業、埼玉県南部工業用水道事業及び地域整備事業に地方公営企業法を適用しており、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を図らなければなりません。

そこで、第5次企業局経営5か年計画を定めるに当たり、経営の基本方針となる「経営の3本柱」を定めました。

#### 1 事業の選択と経営資源の集中

- ・ 企業局が取り組む水道用水や工業用水の供給、産業団地整備を中心に経営の効率化を図ります。
- ・ 各事業は、経営に係る課題を洗い出し、将来を見据えた施策展開に向け、緊急度・重要度に応じて優先順位をつけた上で、経営資源を集中投入してメリハリある経営を実現していきます。

#### 2 地域社会への貢献や環境負荷の低減

- ・ SDGsの視点を踏まえ、安全・安心で良質な水道用水、産業の発展に貢献する工業用水の安定供給、企業誘致の受け皿となる産業団地を市町村と連携し計画的に整備することで、地域社会に貢献し住民の生活や産業の発展に寄与します。
- ・ カーボンニュートラルの実現に向けて、水道施設の電力使用量や温室効果ガス排出量の削減、太陽光発電等によるエネルギーの地産地消を図る企業の立地促進など環境負荷の低減に取り組めます。

#### 3 持続可能な経営基盤の確立

- ・ 埼玉県水道用水供給事業及び埼玉県南部工業用水道事業の推進に当た

っては、人口減少等に伴い需要が減少し、老朽化施設等の更新需要など費用が必要となる中でも、収支均衡を前提とする投資・財政計画に基づき適切に投資を行うことで、健全経営を維持していきます。

- 産業団地の整備に当たっては、事前調査を徹底して支出の増加リスクの回避を図るなど、経営基盤の充実を図ります。
- 組織運営に当たっては、本県の行財政改革の趣旨を踏まえるとともに、デジタルトランスフォーメーション（DX）による様々な課題解決、多様な官民連携手法の活用を検討、アセットマネジメントの実践による施設の長寿命化、需要に見合った施設規模へのダウンサイジング等により徹底した経営の効率化を図ります。